

○日田市庁舎等管理業務契約の指名競争入札参加資格審査要綱

平成28年12月1日

告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日田市契約規則（昭和39年規則第34号）第38条の規定に基づき、日田市が発注する庁舎等管理業務契約に係る指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の資格審査及び入札参加者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(資格の要件)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後、3年を経過したものであること。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日（第4条ただし書の規定により随時に指名競争入札（見積）参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出した者にあつては、当該申請書を提出した日）において継続して3年以上同種の営業を営んでいる者であること。
- (5) 市税並びに消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (7) その他市長が必要と認める要件を満たす者であること。

(申請書類)

第3条 資格審査を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 指名競争入札（見積）参加資格審査調書（様式第2号）
- (2) 使用印鑑届（様式第3号）
- (3) 代表者身分証明書（登記事項証明書）
- (4) 市税並びに消費税及び地方消費税の納税（完納）証明書
- (5) 財務諸表（直近の決算報告書）

- (6) 委任状（様式第4号）
- (7) 誓約書（様式第5号）
- (8) 技術者経歴書（様式第6号）
- (9) 営業に必要な許可、認可、資格等を得たことを証明する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要でないと思えたときは、添付書類の一部の提出を省略させることができる。

（書類の提出時期）

第4条 申請書の提出時期は、基準年（平成29年を基準とした2年ごとの年をいう。以下同じ。）の1月4日から1月31日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、基準年の1月1日から3月31日までの間を除き、随時に提出できるものとする。

（資格の認定）

第5条 市長は、審査の結果に基づき、入札に参加する者の資格の有無を認定する。

2 市長は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入札に参加する資格を認定しないことができる。

- (1) 申請書若しくは必要書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。
- (2) 審査を行うための実態調査に応じないとき。
- (3) 市長が、暴力団関係者である等入札参加資格を与える者として適当でない判断したとき。

（有資格者名簿への登録）

第6条 市長は、前条の規定により資格を有する者（以下「有資格者」という。）を認定したときは、庁舎等管理業務競争入札等参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録するものとする。

（資格の有効期間）

第7条 有資格者名簿に登録された者の資格の有効期間は、基準年の4月1日から次の基準年の3月31日までの2年間とする。ただし、第4条ただし書の規定により申請書を随時に提出し有資格者名簿に登録された者の資格の有効期間は、当該登録された日から本文の規定による期間の末日までとする。

（審査結果の通知）

第8条 市長は、第5条の規定により資格の有無を認定したときは、その結果を申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第9条 有資格者は、申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その

旨を市長に届け出なければならない。

(資格の停止又は取消し)

第10条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する資格要件を有しなくなったとき。
- (2) 他の官公署から不正行為等によりその指名を停止又は取り消されたとき。
- (3) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したと認められるとき。
- (4) 有資格者の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化し、又は契約の履行が不能であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により資格の停止又は取消しを行ったときは、その旨を通知するものとする。

(入札参加者の選定)

第11条 市長は、入札に参加する者を指名しようとするときは、有資格者名簿に登録された者の中から次に留意して選定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 販売成績又は請負成績
- (3) 経営状態
- (4) 技術的適性及び契約履行能力

(入札参加者選定の特例)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、有資格者名簿に登録された者以外の者を入札に参加させることができる。

- (1) 性質又は目的により必要があるとき。
- (2) 災害等により緊急を要するとき。
- (3) 有資格者名簿に登録された者が少数又はいないとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

(準用規定)

第13条 この要綱の規定は、随意契約の参加者の資格及び選定について準用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式 (省略)